

長崎県立長崎西高等学校 運動部活動に係る活動方針

スポーツ医・科学的見地から

・ジュニア期におけるスポーツ活動時間について、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること」さらに「週当たりの活動時間の上限は16時間未満とすること」が望ましい。(公益財団法人 日本スポーツ協会)

スポーツ庁

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や生徒の発育・発達の中で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ・学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

運動部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- 生徒の部活動加入率は高い。また、学校評価アンケートでは、「部活動が盛んで活気がある」の肯定的意見が生徒・保護者共に90%以上である。
- 外部指導者は、バドミントン部
 - ・バレー部・卓球部2人・バスケット部2人
 - ・柔道部・硬式テニス部・剣道部
 - ・ソフトテニス部2人・ラグビー部
 - ・ハンドボール部・カヌー部
 の計14名である。

【施設等の使用状況】

- 第1体育館
 - ・バスケットボール(男・女)
- 第2体育館
 - ・バドミントン(男・女)
 - ・バレーボール(男・女)
- グラウンド
 - ・サッカー(男)
 - ・ラグビー(男)
 - ・ハンドボール(女)
 - ・ソフトテニス(男・女)
- 第2グラウンド
 - ・野球(男)
 - ・硬式テニス(男・女)
- 軽スポーツ場
 - ・卓球(男・女)
- 柔・剣道場
 - ・剣道部(男・女)
 - ・柔道部(男・女)
- プール
 - ・水泳部水球(男・女)・競泳(男・女)
- 長崎市宮陸上競技場(松山)
 - ・陸上(男・女)
- 浦上川
 - ・カヌー(男・女)

【強化指定等】

- ジュニアスポーツ推進事業指定部
 - ・水球(男)
 - ・カヌー(男・女)
- ※本校の強化指定制度で強化指定の部活動は、特別練習・特別遠征・早朝練習が認められる。
(場合により審議委員会を開催。)
- ・バスケットボール(男女)

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 本校の校訓「自律」のもとに、部活動を通して心身を鍛錬し個性・能力の伸長をはかり、人にやさしく、困難に屈せず、意欲にあふれたたくましい豊かな人間性を育成する。
- ・学習と部活動の調和を常に考慮し、心身の健全な発達を図ること。
- ・切磋琢磨による修練を常に怠らず、技能の習得とともに、活動内容を創意工夫して活動の効率化を図ること。
- ・規律を守り、常に協調性を失わず、事故防止に留意すること。
- ・団体の一員であることを自覚し、自己を伸ばすとともにチームの向上を図ること。

【休養日及び活動時間】

- 週当たり1日以上、そのうち月に2回以上は週末を休養日とすることを原則。家庭の日を配慮する。
- 1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えない事を目安として、最適な活動時間を設定することもできる。
(準備・片付け等は含まない)
- 大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分にとることができるようにする。
- 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休業(オフシーズン)を設ける。

【学校単位で参加する大会】

- 高等学校体育連盟または高等学校野球連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。
- ・高等学校体育連盟 4回(高総体・新人大会・選手権大会・選抜大会)
- ・高等学校野球連盟 4回(NHK杯・全国大会予選・九州大会予選[春、秋])
- その他の大会への参加については、異なる大会への参加が連続週にわたることがないように精査すること。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

- 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出すること。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 顧問長は、各研修会の案内を各顧問に案内すること。
- 顧問により専門的指導ができない場合は、外部指導者を依頼することができる。
- 顧問は、保護者や外部指導者に情報を共有し、協力体制を目指すこと。

【熱中症等の事故防止について】

- 定期的に、保健だよりにより、注意喚起を行う。
- 顧問は、こまめに水分・塩分の補給をする等、熱中症・事故防止について指導を行う。

【生徒のニーズを踏まえた運動部設置の検討】

- 現在、部の統廃合により、部活動の数は運動部19部、文化部が14部の合計33部である。教員の数を考慮すると、適正な部数であり、さらに部活動を増やすことは厳しい現状である。

長崎県立長崎西高等学校 文化部活動に係る活動方針

科学的見地から

・長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めることが求められている。

文化庁

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

県教育委員会

長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン

- ・「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。
- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように留意すること。
- ・学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- ・文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

文化部活動に係る学校の実情等

【生徒や保護者、地域の実情】

- 生徒の部活動加入率は高い。また、学校評価アンケートでは、「部活動が盛んで活気がある」の肯定的意見が生徒・保護者共に90%以上である。
- 外部指導者は、生物部2名・化学部・茶道部2名・ギター部の計6名である。

【施設等の使用状況】

- 物理 物理第1実験室
- 化学 化学第1実験室
- 生物 生物第1実験室及び生物第2実験室
- 地学 地学実験室
- 美術 美術室
- 書道 C棟多目的教室3
- 文芸・国際 ALPS(及びPC室)
- 茶道 作法室
- 吹奏楽 吹奏楽練習室
- 音楽 音楽室
- ギター 社会科室
- フドクラフト 調理室及び被服室
- 写真 化学第2実験室
- 放送 放送室及び視聴覚室
- 数学同好会 多目的教室A

【強化指定等】

- 文化活動推進校指定部
- ・放送部
- ※本校の強化指定制度で強化指定の部活動は、特別練習・特別遠征・早朝練習が認められる。
(場合により審議委員会を開催。)

【SSH指定】

- 物理部及び化学部、生物部、地学部、数学同好会の研究活動は、SSH活動として支援を行う。

本校の活動方針

【部活動のねらい】

- 本校の校訓「自律」のもとに、部活動を通して心身を鍛錬し個性・能力の伸長をはかり、人にもやさしく、困難に屈せず、意欲にあふれたたくましい豊かな人間性を育成する。
- ・学習と部活動の調和を常に考慮し、心身の健全な発達を図ること。
- ・切磋琢磨による修練を常に怠らず、技能の習得とともに、活動内容を創意工夫して活動の効率化を図ること。
- ・規律を守り、常に協調性を失わず、事故防止に留意すること。
- ・団体の一員であることを自覚し、自己を伸ばすとともにチームの向上を図ること。

【休養日及び活動時間】

- 週当たり1日以上、そのうち月に2回以上は週末を休養日とすることを原則。家庭の日を配慮する。
- 1日の活動時間を、原則として長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とする。但し、校長の承認のもと、活動時間が週当たり16時間を超えない事を目安として、最適な活動時間を設定することもできる。
(準備・片付け等は含まない)
- 大会参加等、事情により活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないように計画し、生徒が休養を十分にとることができるようにする。
- 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休業(オフシーズン)を設ける。

【学校単位で参加する大会】

- 高等学校文化連盟が主催・共催する大会への参加を基準とする。
- ・高等学校文化連盟 4回(総文祭や各部活動ごとの大会(Nコン、連合音楽祭など))
- ・SSH活動に係るコンテスト及び学会、オリンピック予選
- その他の大会への参加については、異なる大会への参加が連続週にわたることがないように精査すること。

【活動計画立案(大会参加の目安を含む)及び提出と公開】

- 顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出すること。

【研修参加及び情報の共有、保護者や外部指導者との連携】

- 顧問長は、各研修会の案内を各顧問に案内すること。
- 顧問により専門的指導ができない場合は、外部指導者を依頼することができる。
- 顧問は、保護者や外部指導者に情報を共有し、協力体制を目指すこと。

【熱中症等の事故防止について】

- 定期的に、保健だよりにより、注意喚起を行う。
- 顧問は、こまめに水分・塩分の補給をする等、熱中症・事故防止について指導を行う。

【生徒のニーズを踏まえた文化部設置の検討】

- 現在、部の統廃合により、部活動の数は運動部19部、文化部が14部の合計33部である。教員の数を考慮すると、適正な部数であり、さらに部活動を増やすことは厳しい現状である。